

○国立大学法人筑波大学キャンパス交通システムに関する規則施行規程

平成17年8月24日
法人規程第54号
改正 平成18年法人規程第18号
平成20年法人規程第23号
平成24年法人規程第9号
平成25年法人規程第46号
平成26年法人規程第2号
平成26年法人規程第34号
令和2年法人規程第19号
令和3年法人規程第14号
令和4年法人規程第11号
令和4年法人規程第64号
令和5年法人規程第12号
令和6年法人規程第6号
令和6年法人規程第27号

国立大学法人筑波大学キャンパス交通システムに関する規則施行規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学キャンパス交通システムに関する規則（平成17年法人規則第49号。以下「規則」という。）第8条に基づき、及び規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 規則第3条第5号に規定する「その他法人が適当と認める者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 筑波大学の附属図書館、附属病院等においてボランティア活動を行う者
- (2) 筑波大学学生居住施設規程（平成16年法人規程第31号）第3条に規定する世帯用宿舎のうち総務を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）が指定するものに入居する筑波大学の外国人留学生等の家族
- (3) 身体に障害を有する筑波大学の学生、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員等の介助者
- (4) その他担当副学長が認める者

(法人の業務等での利用)

第3条 規則第4条第1項ただし書に規定する「法人の業務等のために交通システムを利用する場合であって、法人が認めたとき」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 通勤のため利用することを常例とする場合
- (2) 授業、会議等の目的で利用する場合
- (3) 出張のために利用する場合
- (4) その他担当副学長が認める場合

2 法人の役員及び職員は、前項第2号から第4号までの規定に該当する場合には、業務移動用

利用者証を使用できるものとする。

(利用証総括管理者)

第4条 法人に、キャンパス交通システムの利用証（業務移動用利用者証を含む。以下「利用証」という。）の管理に関する業務を総括するため、利用証総括管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

(利用証管理者)

第5条 局、室、課、課に準じる組織、エリア支援室、社会人大学院等支援室又は総合学域群（第8条第1号において「各局課室等」という。）に、利用証の適切な管理のため、利用証管理者を置く。

2 前項の利用証管理者は、室長、課長、課に準じる組織の長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長、大学経営推進局の担当課長、広報局の担当課長、国際室の担当課長、グローバル・commonsの担当課長、ヒューマンエンパワーメント推進局の担当課長、体育スポーツ局の担当課長、資産運用・ファイナンス室の担当課長、事業・リレーション推進室の担当課長、コンプライアンス・ハラスメント対策室の担当課長又は総合学域群の担当課長をもって充てる。

(管理者等の責務)

第6条 利用証総括管理者、利用証管理者及び利用証に関する業務を行う職員（以下「管理者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、利用証を管理等するよう努めなければならない。

2 前項に規定する管理者等は、故意又は重大な過失により利用証を亡失等し、法人に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければならない。

3 管理者等は、利用証の盗難又は紛失を防止するため、保管庫等への保管、施錠等の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者等は、利用証の交付及び貸与又は貸出しに当たっては、利用証受払簿等により適切に管理するものとする。

(利用証の管理)

第7条 利用証（業務移動用利用者証を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げるとおり管理するものとする。

(1) 利用証管理者は、利用証の交付を希望する者（次号において「利用証交付希望者」という。）がある場合には、利用証交付希望整理票に必要事項を記入して利用証総括管理者に請求するものとし、利用証総括管理者は、利用証交付希望整理票の所要事項を確認の上、利用証を利用証管理者に受け渡すものとする。

(2) 利用証の受渡しを受けた利用証管理者は、速やかに利用証交付希望者に対し利用証を交付するとともに、受領月日の記入及び受領印又は署名を受けた利用証交付希望整理票を利用証総括管理者に送付するものとする。

(3) 利用証総括管理者は、前2号に規定する利用証交付希望整理票に基づき、利用証受払簿に必要事項を記入するものとする。

(業務移動用利用者証の管理)

第8条 業務移動用利用者証は、次に掲げるとおり管理するものとする。

- (1) 担当副学長が各局課室等の規模等を勘案して業務移動用利用者証の配布枚数を決定するとともに、利用証総括管理者が利用証管理者に対し貸与するものとする。
- (2) 利用証管理者は、業務移動用利用者証の貸出しを希望する者がある場合には、貸出簿に必要事項を記入させ、これを貸し出すものとする。
- (3) 利用証管理者は、第1号の規定により貸与された業務移動用利用者証のほかに業務移動用利用者証を必要とする場合には、その理由及び必要枚数を付して、担当副学長に請求することができる。
- (4) 担当副学長は、前号に規定する請求に基づき必要な理由等を勘案の上、貸与の可否を決定するものとする。
- (5) 利用証管理者は、第2号に規定する業務移動用利用者証の貸出しの際、利用者に対し、次のアからエまでに掲げる事項を遵守徹底させるものとする。
 - ア 法人の業務以外に使用しないこと。
 - イ 他人に使用させないこと。
 - ウ 使用後は速やかに返却すること。
 - エ 紛失、毀損等することがないように努めること。
- (6) 利用証管理者は、利用証総括管理者の求めに応じ、業務移動用利用者証の貸出状況について、報告しなければならない。
- (7) 利用証総括管理者は、前号に規定する貸出状況その他の理由により必要があると認めた場合には、貸与した業務移動用利用者証を回収することができるものとする。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、キャンパス交通システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成17年8月24日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、平成17年度（平成17年8月24日から翌年3月31日までをいう。）にあつては、規則附則第4項の規定により、4,200円を2,450円に読み替えるものとする。

附 則（平18.3.23法人規程18号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規程23号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程9号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程46号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.1.30法人規程2号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程34号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人規程19号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.18法人規程14号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人規程11号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.12.22法人規程64号）

この法人規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令5.3.23法人規程12号）

この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6.1.25法人規程6号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6.3.28法人規程27号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。